

○ 警視庁遊撃特別警ら隊運営規程

平成 16 年 5 月 17 日

訓令甲第 18 号

存続期間

[沿革] 平成 23 年 12 月 訓令甲第 19 号改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁遊撃特別警ら隊（以下「遊撃特別警ら隊」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 遊撃特別警ら隊の運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第 3 条 遊撃特別警ら隊は、職務質問に精通した警察官による特命の警ら警戒活動により、街頭犯罪、侵入犯罪等の予防検挙に当たることを任務とする。

(隊長の責務)

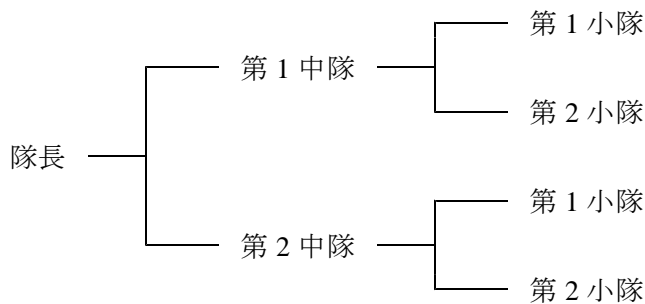
第 4 条 遊撃特別警ら隊の隊長（以下「隊長」という。）は、地域総務課長の命を受け、遊撃特別警ら隊の事務を掌理し、部下職員を指導監督するとともに、その適正かつ効果的な運営を図るものとする。

(担当区域)

第 5 条 遊撃特別警ら隊の担当区域は、都内全域とする。

(編成)

第 6 条 遊撃特別警ら隊の編成は、次のとおりとする。



2 中隊に中隊長を置き、中隊長には警部をもって充てる。

3 小隊に小隊長を置き、小隊長には警部補をもって充てる。

(勤務制)

第 7 条 遊撃特別警ら隊の勤務制は、毎日制勤務とする。

(関係所属との連携)

第 8 条 遊撃特別警ら隊は、関係所属と緊密な連携を保持し、任務の遂行に当たるものとする。

(派遣要請)

第 9 条 所属長は、遊撃特別警ら隊の派遣を必要とするときは、事件の概要、派遣要請の理由、派遣人員及び派遣期間を明示して、地域部長（地域総務課機動警ら係経由）に要請するものとする。

2 遊撃特別警ら隊の隊員（以下「隊員」という。）は、前項の規定による要請に基づき、他の所属に派遣された場合は、派遣先所属長の指揮下に入り、派遣目的に応じた活動を行うものとする。

（事案の引継ぎ）

第 10 条 隊員は、勤務中に取り扱った事案について、所轄警察署に迅速的確に引き継ぐものとする。

（隊員の心得）

第 11 条 隊員は、次の事項に留意し、任務の達成に努めるものとする。

- (1) 隊員相互の融和及び関係所属との連絡協調
- (2) 関係法令の研究及び職務質問技能の向上
- (3) 車両及び装備資器材の点検整備の適正

（報告）

第 12 条 隊長は、毎月の活動状況等を地域部長に報告するものとする。ただし、重要特異なものについては、その都度、報告しなければならない。

（内規）

第 13 条 地域総務課長は、遊撃特別警ら隊の運営に関する必要な事項について、内規を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。